

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

瑞浪市

2 構造改革特別区域の名称

幼児教保育特区

3 構造改革特別区域の範囲

瑞浪市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、人口42,177人（平成15年3月末日現在）であり、平成5年度から平成14年度まで（9月末日現在）には773人増加しているなど、微増傾向にある。しかし、人口の増加について年齢を3区分して見た場合、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、反対に高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進みつつある。

地域別に見ると、国道19号と県道352号線に囲まれた地域を中心とする地区においては、区画整理等のインフラ整備が順次行われてきていることなどから人口増加傾向にある。しかし、その他の地区、特に市周辺部においては、少子高齢化の進行や基幹産業である陶磁器産業の低迷等により人口減少傾向にある。

本市の面積は175?であり、市内は7地区（瑞浪、土岐、明世、釜戸・大湫、日吉、稲津、陶）に大別される。

平成15年度までは、市内には幼稚園が4施設（うち民営1）、保育所が8施設（うち民間委託1）設置されており、このうち市立幼稚園が設置されているのは3地区（瑞浪、稲津、陶）であるが、施設定員の関係から幼稚園の入園は5歳児のみであり、隣接する市町と格差が生じている。また、稲津・陶地区の幼稚園はこれまで小学校付属幼稚園であり、当該地区内の幼児しか入園できない状況であった。また、施設の入所状況については、瑞浪・土岐・明世地区においては保育所が定員超過状態であり、瑞浪幼稚園に一色保育園の分園を設置して対応している状態であるが、一方、その他の地区の幼稚園・保育所においては余剰定員が生じていた。

そこで、平成15年8月22日の構造改革特区第2次認定において、幼稚園における幼稚園児及び保育所児の合同活動が認められ、平成16年4月1日より、公立幼稚園3園に保育所分園を置くとともに、公立保育所に幼稚園分園を設置して、就学前教育の合同活動を実現した。

しかし、給食の取り扱いが幼稚園と保育所では異なっており、幼稚園内に設置した保育所分園児が同学年児童にも関わらず別の給食を食べるという矛盾を抱えている。

5 構造改革特別区域計画の意義

市内7地区にはそれぞれ保育所が設置されているが、幼稚園は3地区にしか設置されておらず、地区間で平等なサービスが提供されていない。人口増加傾向にある市中央部においては、保育所は定員超過しており、瑞浪幼稚園に一色保育所の分園を設置して対応しているが、5歳児はほとんどが幼稚園に入園している状況であり、幼稚園の需要が高いことを示している。一方、人口減少傾向にある市周辺部においては、幼稚園・保育所ともに需要はあるものの余剰定員が生じており、特に、両施設が設置されている地区（稲津・陶）においては、数年中に、クラス編成に支障が生じる状態となることが予想される。

幼稚園が設置されていない地区においては幼稚園整備の要望の声も高く、実際に、市の当初の事業計画においては市内各小学校区に幼稚園を設置する予定であったが、少子化のために計画が変更され、現在の設置形態となった経緯がある。また、各地区が地理的に分断されていること、1施設が対応する区域が広大なものとなることから、地区の枠を超えた幼稚園施設の新規設置は困難な状況である。

これらのことから、既存幼稚園施設及び既存保育所施設において合同活動を行なうことにより、効率的に住民のニーズに応えるとともに、平等なサービスを提供し、幼稚園と保育所の保育室を共有化することで、3～5歳児の幼稚園児受け入れを可能にする。

6 構造改革特別区域計画の目標

市立幼稚園3施設及び市立保育所7施設を、それぞれ地区ごとの幼児センターとし、幼稚園施設に保育所の分園（保育所の新設）において、保育所児との合同活動を実施する。また、厚生労働省において保育所施設の財産処分による目的外使用が認可され次第、市立保育所7施設において一部保育室を幼稚園の分園として共有し、この保育室において3歳児から幼稚園児の受入を行って合同活動を実施する。

これにより、幼稚園及び保育所のサービスを市内各地区において均一に提供できるようになり、各地区における子どもの年齢間での交流活動の機会の増加、地域に根ざした教育と地域意識の浸透により、地域に密着した子育てを実施することができる。また、育児に係る様々な負担が軽減されることで、保護者が社会活動及び家族サービスの時間を持つなど自由にライフスタイルを構築できるようになり、住民の社会参画及び経済活動への更なる進出が促進される。この結果、市内各地区が社会的・経済的に活性化し、経済産業情勢の回復・成長及び少子化の抑制につながることになる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市において幼稚園ニーズは市域全体にあり、幼稚園を市内全地区に整備することにより、各地区における子どもの年齢間での交流活動の機会を増加させ、地域に根ざした教育と地域意識の浸透を図る。具体的には、この特別計画の実施により、平成16年度ベースで約200人の合同活動が可能となる。続いて、平成21年度までに、市内の3～5歳児すべて（1,000人前後）の合同教育の実施を目標とする。

また、保護者の経済的負担を軽減させ、社会活動及び家族サービスの時間を持つなど自由にライフスタイルを構築できるようにすることで、社会参画及び経済活動への更なる進出を促進させる。これらにより、市内各地区を社会的・経済的に活性化させ、経済産業情勢の回復及び少子化の抑制を図る。

8 特定事業の名称

- 807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児の合同活動事業
- 914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
- 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- 823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
- 921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
- 831 保育所と合同活動を行なう場合の幼稚園の面積基準の特例

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 施設整備事業

特定事業を進めるにあたって、稲津保育園と陶保育園の分園許可及び桔梗保育園・日吉保育園・竜吟保育園の財産処分による目的外使用（瑞浪市幼稚園分校）認可済。稲津保育園、陶保育園、みどり保育園、一色保育園、桔梗保育園、竜吟保育園及び日吉保育園の共用化のための財産処分を予定。

桔梗保育園改築事業

桔梗保育園については平成21年度までに改築等が予定されていることから、これらの施設について幼稚園と保育所を合築施設とし、当該地区の人口形態の変化に対応する。

幼稚園の統合事業

現在、本市の幼稚園では施設不足により5歳児のみを受け入れているが、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業により、3、4歳児も段階的に受入を行い、人口減少地区においては、施設の統廃合を行う予定である。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 瑞浪市

区 域 瑞浪市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 瑞浪幼稚園、陶幼稚園、稲津幼稚園、瑞浪幼稚園桔梗分園、瑞浪幼稚園竜吟分園、瑞浪幼稚園日吉分園、陶幼稚園分園

将来は（仮称） 幼児センター 幼稚園に改称予定

詳細は 別紙1 平面図 のとおり

5 当該規制の特例措置の内容

別紙2 瑞浪市構造改革特別区域計画イメージ図 参照

別紙3 幼児振分予想資料 参照

1、特例措置の必要性

本市は、地理的に7地区（瑞浪、土岐、明世、釜戸・大湫、日吉、稲津、陶）に大別され、市内には幼稚園が4施設（うち民営1）、保育所が8施設（うち民間委託1）設置されている。各地区が地理的に分断されており、1施設が対応する面積が広大なものとなることから、地区の枠を超えた幼稚園施設の新規設置は困難な状況であるが、

市立幼稚園が設置されているのは3地区（瑞浪、稲津、陶）のみである。加えて、施設定員の関係から幼稚園の入園は5歳児のみであることから、隣接する市町とサービス格差が生じている。

人口増加傾向にある市中央部においては保育所が定員超過状態であり、瑞浪幼稚園に一色保育園の分園を設置して対応している状態である。一方、人口減少傾向にある市周辺部においては、幼稚園・保育所ともに余剰定員が生じているが、それぞれの施設の需要はなくなっていない。実際に、市の当初の事業計画において市内各小学校区に付属幼稚園を設置する予定であったが、少子化のために計画が変更され、現在の設置形態となった経緯もあり、各地区における幼稚園の需要は依然として高い。瑞浪幼稚園を市内全域から幼稚園児を受け入れる施設として位置付けているが、1施設が対応する区域が広大なものとなって園児の送迎等で保護者に多大な負担を強いることから、現行では施設周辺の地区の幼児が入園している状況となっている。また、地区を統合した幼稚園施設の新規設置は、各地区が地理的に分断されていることから、サービスの低下につながる恐れがある。加えて、幼児数の減少等により、幼稚園と保育所の2施設に同年代の幼児を分断することは、幼児の社会性を涵養することに支障をきたすため、合同活動をする必要がある。

これらのことから、平成16年度から市立幼稚園3施設を市内全域の幼稚園児（5歳児）の入園を可能とし、幼稚園施設に保育所の分園において、幼稚園の保育所児との合同活動を実施し、効率的に住民のニーズに応えることとする方針を決定した。また、保育所施設の一部の財産処分を行い、市立保育所3施設において一部保育室に瑞浪幼稚園の分園を設置し、市内各地区で平等なサービスを提供することとした。

しかし、合同活動によって事実上は空保育室ができるため、有効に保育室を活用することが必要である。

このため、「914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特例措置を受けて、保育室の相互利用を可能にし、各施設で均一なサービスを提供する予定である。

また、保育所に幼稚園を設置していない3施設においても今後幼稚園の分園を設置し、「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」及び「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化」の特例措置を受けて、幼稚園及び保育所のサービスを市内各地区において均一に提供できる体制を整える予定である。

これにより、3歳児からの幼稚園児の受け入れが可能となり、各地区における子どもの年齢間での交流活動の機会の増加、地域に根ざした教育と地域意識の浸透により、地域に密着した子育てを実施することができる。また、育児に係る様々な負担が軽減されることで、保護者が社会活動及び家族サービスの時間を持つなど自由にライフスタイルを構築できるようになり、住民の社会参画及び経済活動への更なる進出が促進される。この結果、市内各地区が社会的・経済的に活性化し、経済産業情勢の回復及

び少子化の抑制につながる事となる。

別紙

1 特定事業の名称

番号 914

名称 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 瑞浪市

区 域 瑞浪市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 (仮称)陶幼児センター2号館(陶保育園、陶幼稚園分園)
(仮称)稲津幼児センター1号館(稲津幼稚園、稲津保育園分園)
(仮称)瑞浪幼児センター(瑞浪幼稚園、一色保育園分園)
(仮称)桔梗幼児センター(桔梗保育園、瑞浪幼稚園桔梗分園)
(仮称)竜吟幼児センター(竜吟保育園、瑞浪幼稚園竜吟分園)
(仮称)日吉幼児センター(日吉保育園、瑞浪幼稚園日吉分園)
詳細は 別紙6 平面図 のとおり

5 当該規制の特例措置の内容

1、特例措置の必要性

本市は、地理的に7地区(瑞浪、土岐、明世、釜戸・大湫、日吉、稲津、陶)に大別され、市内には幼稚園が4施設(うち民営1)、保育所が8施設(うち民間委託1)

設置されている。各地区が地理的に分断されており、1施設が対応する面積が広大なものとなることから、地区の枠を超えた幼稚園施設の新規設置は困難な状況であるが、市立幼稚園が設置されているのは3地区（瑞浪、稲津、陶）のみである。加えて、施設定員の関係から幼稚園の入園は5歳児のみであることから、隣接する市町とサービス格差が生じている。

人口増加傾向にある市中央部においては保育所が定員超過状態であり、瑞浪幼稚園に一色保育園の分園を設置して対応している状態である。一方、人口減少傾向にある市周辺部においては、幼稚園・保育所ともに余剰定員が生じているが、それぞれの施設の需要はなくなっていない。実際に、市の当初の事業計画において市内各小学校区に付属幼稚園を設置する予定であったが、少子化のために計画が変更され、現在の設置形態となった経緯もあり、各地区における幼稚園の需要は依然として高い。瑞浪幼稚園を市内全域から幼稚園児を受け入れる施設として位置付けているが、1施設が対応する区域が広大なものとなって園児の送迎等で保護者に多大な負担を強いることから、現行では施設周辺の地区の幼児が入園している状況となっている。また、地区を統合した幼稚園施設の新規設置は、各地区が地理的に分断されていることから、サービスの低下につながる恐れがある。加えて、幼児数の減少等により、幼稚園と保育所の2施設に同年代の幼児を分断することは、幼児の社会性を涵養することに支障をきたすため、合同活動をする必要がある。

これらのことから、平成16年度から市立幼稚園3施設を市内全域の幼稚園児（5歳児）の入園を可能とし、幼稚園施設に保育所の分園において、幼稚園の保育所児との合同活動を実施し、効率的に住民のニーズに応えることとする方針を決定した。また、保育所施設の一部の財産処分を行い、市立保育所3施設において一部保育室に瑞浪幼稚園の分園を設置し、市内各地区で平等なサービスを提供することとした。

しかし、合同活動によって事実上は空保育室ができるため、有効に保育室を活用することが必要である。

このため、「914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特例措置を受けて、保育室の相互利用を可能にし、各施設で均一なサービスを提供する予定である。

また、保育所に幼稚園を設置していない3施設においても今後幼稚園の分園を設置し、「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」及び「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化」の特例措置を受けて、幼稚園及び保育所のサービスを市内各地区において均一に提供できる体制を整える予定である。

これにより、3歳児からの幼稚園児の受け入れが可能となり、各地区における子どもの年齢間での交流活動の機会の増加、地域に根ざした教育と地域意識の浸透により、地域に密着した子育てを実施することができる。また、育児に係る様々な負担が軽減されることで、保護者が社会活動及び家族サービスの時間を持つなど自由にライフス

タイルを構築できるようになり、住民の社会参画及び経済活動への更なる進出が促進される。この結果、市内各地区が社会的・経済的に活性化し、経済産業情勢の回復及び少子化の抑制につながる事となる。

なお、合同活動を行なう保育室は「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化」の特例措置を受けることにより、保育所の3歳から5歳児の保育室を幼稚園と共用化すると表1のとおりで、直接従事する職員は保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しており、児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に準じて配置し、兼務辞令で対応する予定であり、保育室における児童一人当たりの面積及び職員配置については、いずれの施設も児童福祉施設最低基準を満たしている。

合同活動の内容は、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿った活動を行っており、合同活動の具体的なプログラムに基づいて合同活動を実施する。(資料1参照)

また、日吉保育園、桔梗保育園及び竜吟保育園については、「児童福祉施設(保育所)の財産処分(一部転用)承認(平成16年3月30日厚生労働省発雇児第0330004号)」、「児童福祉施設(保育所)の財産処分(一部転用)承認(平成16年3月31日厚生労働省発雇児第0331027号)」及び「児童福祉施設(保育所)の財産処分(一部転用)承認(平成16年3月31日厚生労働省発雇児第0331027号)」で、(183.39㎡、234.21㎡、170.73㎡)をそれぞれ幼稚園施設に転用するための財産処分がなされており、共用化指針に基づく合築施設に適合している。陶保育園は、陶幼稚園と渡り廊下でつながっており、共用化指針に基づく合築施設である。

瑞浪幼稚園については、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書(平成15年1月7日瑞教総第194号)により、一部保育室を財産処分して平成15年4月1日から一色保育園分園を設置しており、稲津幼稚園については、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書(平成16年3月8日瑞教総第296-1号)により、一部保育室を財産処分して平成16年4月1日から稲津保育園分園を設置しており、共用化指針に基づく合築施設に適合している。

表1 - (1/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)					認定後									
			区分	定員	現員	職員	数	区分	定員			現員 (H17.4.1 予測)			職員	数	
計	幼								保	計	幼	保					
1	保育室	45.36	保育所 (4歳)	22	26	資格併有	1	幼保 (5歳)	22	12	10	13	7	6	資格併有 (兼務)	1	
2	保育室	45.36	保育所 (3歳)	22	14	資格併有	1	幼保 (5歳)	22	12	10	13	7	6	資格併有 (兼務)	1	
3	保育室	45.36	保育所 (3歳)	22	15	資格併有	1	幼保 (4歳)	22	12	10	15	8	7	資格併有 (兼務)	1	
4	保育室	45.36	保育所	22				幼保 (4歳)	22	12	10	15	8	7	資格併有 (兼務)	1	
5	保育室	45.36	保育所	22				幼保 (3歳)	22	12	10	22	12	10	資格併有 (兼務)	2	
6	乳児室	62.25	保育所 (2歳)	37	3	資格併有	1	保 (2歳)	37			37	3		3	資格併有	1
			保育所 (1歳)		2	資格併有	1	保 (1歳)				3		3	資格併有	1	
			保育所 (0歳)		0			保 (0歳)				0					
合計		289.05		147	60		5		147	60	87	84	42	42		8	

表1 - (2/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員 数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員 数		
計	幼							保	計	幼	保					
1	保育室	55.50	幼稚園 (5歳)	30	24	資格併有 (兼務)	1	幼保 (5歳)	28	14	14	20	11	9	資格併有 (兼務)	1
									28	14	14	19	10	9	資格併有 (兼務)	1
合計		166.50		90	49		2		56	28	28	39	21	18		2

表1 - (3/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員 数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員 数		
計	幼							保	計	幼	保					
1	保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	25	13	12	資格併有 (兼務)	1
									30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
2	保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
									30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
3	保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
									30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
4	保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
									30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
5	保育室	63.00	保育所 (5歳)	30				幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
									30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
合計		315.00		150	100		4		150	80	70	121	65	56		5

表1 - (4/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)					認定後									
			区分	定員	現員	職員	数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員	数	
計	幼								保	計	幼	保					
(仮称)桔梗幼児 センター ・桔梗保育園 ・瑞浪幼稚園桔梗分園	室																
1	保育室	102.06	保育所 (5歳)	30	18	資格併有 (兼務)	1	幼保 (5歳)	25	13	12	25	13	12	資格併有 (兼務)	1	
2	保育室	51.03	保育所 (5歳)	25	17	資格併有 (兼務)	1	幼保 (4歳)	25	13	12	25	13	12	資格併有 (兼務)	1	
3	保育室	51.03	保育所 (4歳)	25	28	資格併有	1	幼保 (3歳)	25	13	12	12	7	5	資格併有 (兼務)	1	
4	保育室	51.03	保育所 (3歳)	25	13	資格併有	1	幼保 (3歳)	25	13	12	12	6	6	資格併有 (兼務)	1	
5	保育室	41.31	保育所 (3歳)	20	13	資格併有	1	幼保	20	11	9						
6	乳児室	24.30	保育所 (2歳)	14	4	資格併有	1	保 (2歳)	14			14	4		4	資格併有	1
			保育所 (1歳)		3	資格併有	1	保 (1歳)				3		3	資格併有	1	
			保育所 (0歳)					保 (0歳)				0					
合計		320.76		139	96		7		134	63	71	81	39	42		6	

表1 - (5/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員 数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員 数		
計	幼							保	計	幼	保					
(仮称)竜吟幼児 センター ・竜吟保育園 ・瑞浪幼稚園流吟分園	室															
	1 保育室	53.20	保育所 (5歳)	26	23	資格併有	1	幼保 (5歳)	26	14	12	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
2 保育室	53.20	保育所 (4歳)	26	17	資格併有	1	幼保 (4歳)	26	14	12	26	14	12	資格併有 (兼務)	1	
3 保育室	53.20	保育所 (3歳)	26	12	資格併有	1	幼保 (3歳)	26	14	12	20	11	9	資格併有 (兼務)	1	
4 保育室	53.20	保育所 (3歳)	26	12	資格併有	1	幼保	26	14	12						
5 乳児室	53.53	保育所 (2歳)	32	7	資格併有	1	幼保 (2歳)	32		32	7		7	資格併有	1	
		保育所 (1歳)		2	資格併有	1	保 (1歳)					2	2	資格併有	1	
		保育所 (0歳)		1	資格併有	1	保 (0歳)						1	資格併有	1	
合計		266.33		136	74		7		136	56	80	80	38	42		6

表1 - (6/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員	数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員	数
計	幼								保	計	幼	保				
(仮称)日吉幼児 センター ・日吉保育園 ・瑞浪幼稚園日吉分園 室	1 保育室	54.87	保育所 (4歳)	27	26	資格併有	1	幼保 (5歳)	27	10	17	20	11	9	資格併有 (兼務)	1
	2 保育室	45.36	保育所 (3歳)	22	7	資格併有	1	幼保 (5歳)	22	10	12	11	6	5	資格併有 (兼務)	1
	保育所 (3歳)	12	資格併有													
3 保育室	45.36	保育所 (4歳)	22	8	資格併有	1	幼保 (4歳)	22	10	12	17	9	8	資格併有 (兼務)	1	
	保育所 (3歳)	12		資格併有												
4 保育室	23.45	保育所 (2歳)	11	4	資格併有	1	保 (2歳)	5		5	4		4	資格併有	1	
5 乳児室	7.23	保育所 (1歳)	4	3	資格併有	1	保 (1歳)	4		4	3		3	資格併有	1	
合計		176.27		86	72		5		80	30	50	55	26	29		5

別紙

1 特定事業の名称

番号 920

名称 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園に設置した保育園分園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 瑞浪市

区 域 瑞浪市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 瑞浪幼稚園、陶幼稚園、稲津幼稚園の保育所分園

5 当該規制の特例措置の内容

1、特例措置の必要性

構造改革特別区域第2次認定において、「807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」の認定を受け、平成16年4月から瑞浪幼稚園、陶幼稚園、稲津幼稚園に保育所の分園を置いて5歳児の保育所児との合同活動を実施している。

しかし、幼稚園では従来瑞浪市学校給食センターから給食が配送されているが、保育所における給食については、外部搬入が認められていないことから、保育所分園児は本園調理室から提供しているため、同年齢児にも関わらず給食メニューが異なる。

このため、幼稚園児及び保育所分園児に対して、瑞浪市学校給食センターからの給食に一本化することで、食育の面や合同活動を行なう上で支障をきたしている現状を

適正化するとともに、効率的な施設運営に寄与する。

また、給食の外部搬入方式を導入することについては、保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付け社施第38号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）及び保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を遵守することで、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害することは無い。

なお、給食を外部搬入する施設は、幼稚園3施設に設置した保育所分園で、施設規模の関係から幼稚園施設に入園できる保育所児は5歳児のみであり、将来児童数が激減すれば、近接の保育所に5歳児の幼稚園児を収容できるため、特例措置を受ける施設は限定的なものである。

幼稚園（保育所分園）においては、学校保健法に基づいて薬剤師等を配置し、衛生管理をおこなっている。また、瑞浪市学校給食センターにおいては、大量調理施設衛生管理マニュアル及び学校給食衛生管理の基準に基づいて衛生管理をおこなっている。

本園保育所においては、厚生省児童家庭局長通知の児童福祉施設等における衛生管理の強化についてや社会福祉施設における衛生管理について等に基づき衛生管理をおこなう。

給食の外部搬入から配膳の方法は、園において搬送車より給食コンテナごと受取り、15分以内に食缶（保冷や保温材質を使用した給食入れ）より幼児に直接配膳を開始する。（保存・配膳設備は表1参照）

学校栄養職員による栄養面に充分配慮がなされた給食の配膳とともに、学校給食法の目標を達成するため食育を実施する。（資料2 食育プログラム（指導内容）参照）

表1 幼稚園(保育所分園)における給食施設(配膳)一覧

項 目	瑞浪幼稚園 (一色保育所分園)	陶幼稚園 (陶保育所分園)	稲津幼稚園 (稲津保育所分園)
給食施設(配膳室)の面積	9.00 m ²	11.17 m ²	12.73 m ²
備 品			
流し台	1 式	1 式	1 式
ガスコンロ		1 台	
ガスオープン		1 台	
湯沸かし器			1 台
冷蔵庫	2 台	1 台	1 台
配膳台		1 台	
ワゴン	4 台	1 台	1 台
ポット	2 個		
食器入れ(戸棚等)	1 台		1 台
食器(小皿等)		80 枚	189 枚
調理器具 (やかん、なべ、まな板等)	1 式	1 式	1 式

別紙

1 特定事業の名称

番号 823

名称 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園及び保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 瑞浪市

区 域 瑞浪市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 (仮称)陶幼児センター2号館(陶保育園、陶幼稚園分園)
(仮称)稲津幼児センター1号館(稲津幼稚園、稲津保育園分園)
(仮称)瑞浪幼児センター(瑞浪幼稚園、一色保育園分園)
(仮称)桔梗幼児センター(桔梗保育園、瑞浪幼稚園桔梗分園)
(仮称)竜吟幼児センター(竜吟保育園、瑞浪幼稚園竜吟分園)
(仮称)日吉幼児センター(日吉保育園、瑞浪幼稚園日吉分園)

5 当該規制の特例措置の内容

1、特例措置の必要性

本市は、地理的に7地区(瑞浪、土岐、明世、釜戸・大湫、日吉、稲津、陶)に大別され、市内には幼稚園が4施設(うち民営1)、保育所が8施設(うち民間委託1)設置されている。各地区が地理的に分断されており、1施設が対応する面積が広大な

ものとなることから、地区の枠を超えた幼稚園施設の新規設置は困難な状況であるが、市立幼稚園が設置されているのは3地区（瑞浪、稲津、陶）のみである。加えて、施設定員の関係から幼稚園の入園は5歳児のみであることから、隣接する市町とサービス格差が生じている。

人口増加傾向にある市中央部においては保育所が定員超過状態であり、瑞浪幼稚園に一色保育園の分園を設置して対応している状態である。一方、人口減少傾向にある市周辺部においては、幼稚園・保育所ともに余剰定員が生じているが、それぞれの施設の需要はなくなっていない。実際に、市の当初の事業計画において市内各小学校区に付属幼稚園を設置する予定であったが、少子化のために計画が変更され、現在の設置形態となった経緯もあり、各地区における幼稚園の需要は依然として高い。瑞浪幼稚園を市内全域から幼稚園児を受け入れる施設として位置付けているが、1施設が対応する区域が広大なものとなって園児の送迎等で保護者に多大な負担を強いることから、現行では施設周辺の地区の幼児が入園している状況となっている。また、地区を統合した幼稚園施設の新規設置は、各地区が地理的に分断されていることから、サービスの低下につながる恐れがある。加えて、幼児数の減少等により、幼稚園と保育所の2施設に同年代の幼児を分断することは、幼児の社会性を涵養することに支障をきたすため、合同活動をする必要がある。

これらのことから、平成16年度から市立幼稚園3施設を市内全域の幼稚園児（5歳児）の入園を可能とし、幼稚園施設に保育所の分園において、幼稚園の保育所児との合同活動を実施し、効率的に住民のニーズに応えることとする方針を決定した。また、保育所施設の一部の財産処分を行い、市立保育所3施設において一部保育室に瑞浪幼稚園の分園を設置し、市内各地区で平等なサービスを提供することとした。

しかし、合同活動によって事実上は空保育室ができるため、有効に保育室を活用することが必要である。

このため、「914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特例措置を受けて、保育室の相互利用を可能にし、各施設で均一なサービスを提供する予定である。

また、保育所に幼稚園を設置していない3施設においても今後幼稚園の分園を設置し、「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」及び「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化」の特例措置を受けて、幼稚園及び保育所のサービスを市内各地区において均一に提供できる体制を整える予定である。

これにより、3歳児からの幼稚園児の受け入れが可能となり、各地区における子どもの年齢間での交流活動の機会の増加、地域に根ざした教育と地域意識の浸透により、地域に密着した子育てを実施することができる。また、育児に係る様々な負担が軽減されることで、保護者が社会活動及び家族サービスの時間を持つなど自由にライフスタイルを構築できるようになり、住民の社会参画及び経済活動への更なる進出が促進

される。この結果、市内各地区が社会的・経済的に活性化し、経済産業情勢の回復及び少子化の抑制につながる事となる。

なお、合同活動を行なう保育室は「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化」の特例措置を受けることにより、保育所の3歳から5歳児の保育室を幼稚園と共用化すると表1のとおりで、直接従事する職員は保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しており、児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に準じて配置し、兼務辞令で対応する予定であり、保育室における児童一人当たりの面積及び職員配置については、いずれの施設も児童福祉施設最低基準を満たしている。

合同活動の内容は、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿った活動を行っており、合同活動の具体的プログラムに基づいて合同活動を実施する。(資料1参照)

また、日吉保育園、桔梗保育園及び竜吟保育園については、「児童福祉施設(保育所)の財産処分(一部転用)承認(平成16年3月30日厚生労働省発雇児第0330004号)」、「児童福祉施設(保育所)の財産処分(一部転用)承認(平成16年3月31日厚生労働省発雇児第0331027号)」及び「児童福祉施設(保育所)の財産処分(一部転用)承認(平成16年3月31日厚生労働省発雇児第0331027号)」で、(183.39㎡、234.21㎡、170.73㎡)をそれぞれ幼稚園施設に転用するための財産処分がなされており、共用化指針に基づく合築施設に適合している。陶保育園は、陶幼稚園と渡り廊下でつながっており、共用化指針に基づく合築施設である。

瑞浪幼稚園については、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書(平成15年1月7日瑞教総第194号)により、一部保育室を財産処分して平成15年4月1日から一色保育園分園を設置しており、稲津幼稚園については、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書(平成16年3月8日瑞教総第296-1号)により、一部保育室を財産処分して平成16年4月1日から稲津保育園分園を設置しており、共用化指針に基づく合築施設に適合している。

表1 - (1/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)					認定後									
			区分	定員	現員	職員	数	区分	定員			現員 (H17.4.1 予測)			職員	数	
計	幼								保	計	幼	保					
1	保育室	45.36	保育所 (4歳)	22	26	資格併有	1	幼保 (5歳)	22	12	10	13	7	6	資格併有 (兼務)	1	
2	保育室	45.36	保育所 (3歳)	22	14	資格併有	1	幼保 (5歳)	22	12	10	13	7	6	資格併有 (兼務)	1	
3	保育室	45.36	保育所 (3歳)	22	15	資格併有	1	幼保 (4歳)	22	12	10	15	8	7	資格併有 (兼務)	1	
4	保育室	45.36	保育所	22				幼保 (4歳)	22	12	10	15	8	7	資格併有 (兼務)	1	
5	保育室	45.36	保育所	22				幼保 (3歳)	22	12	10	22	12	10	資格併有 (兼務)	2	
6	乳児室	62.25	保育所 (2歳)	37	3	資格併有	1	保 (2歳)	37			37	3		3	資格併有	1
			保育所 (1歳)		2	資格併有	1	保 (1歳)				3		3	資格併有	1	
			保育所 (0歳)		0			保 (0歳)				0					
合計		289.05		147	60		5		147	60	87	84	42	42		8	

表1 - (2/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員 数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員 数		
計	幼							保	計	幼	保					
(仮称)稲津幼児 センター1号館 ・稲津幼稚園 ・稲津保育園分園	室															
	1 保育室	55.50	幼稚園 (5歳)	30	24	資格併有 (兼務)	1	幼保 (5歳)	28	14	14	20	11	9	資格併有 (兼務)	1
	2 保育室	55.50	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有 (兼務)	1	幼保 (5歳)	28	14	14	19	10	9	資格併有 (兼務)	1
3 保育室	55.50	保育所 (5歳)	30													
合計		166.50		90	49		2		56	28	28	39	21	18		2

表1 - (3/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員 数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員 数		
計	幼							保	計	幼	保					
(仮称)瑞浪幼児 センター ・瑞浪幼稚園 ・一色保育園 分園	室															
	1 保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	25	13	12	資格併有 (兼務)	1
	2 保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
	3 保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
	4 保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
	5 保育室	63.00	保育所 (5歳)	30				幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
合計		315.00		150	100		4		150	80	70	121	65	56		5

表1 - (4/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)					認定後								
			区分	定員	現員	職員	数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員	数
									計	幼	保	計	幼	保		
(仮称)桔梗幼児 センター ・桔梗保育園 ・瑞浪幼稚園桔梗分園 室	1 保育室	102.06	保育所 (5歳)	30	18	資格併有 (兼務)	1	幼保 (5歳)	25	13	12	25	13	12	資格併有 (兼務)	1
	2 保育室	51.03	保育所 (5歳)	25	17	資格併有 (兼務)	1	幼保 (4歳)	25	13	12	25	13	12	資格併有 (兼務)	1
	3 保育室	51.03	保育所 (4歳)	25	28	資格併有	1	幼保 (3歳)	25	13	12	12	7	5	資格併有 (兼務)	1
	4 保育室	51.03	保育所 (3歳)	25	13	資格併有	1	幼保 (3歳)	25	13	12	12	6	6	資格併有 (兼務)	1
	5 保育室	41.31	保育所 (3歳)	20	13	資格併有	1	幼保	20	11	9					
	6 乳児室	24.30	保育所 (2歳)	14	4	資格併有	1	保 (2歳)	14			14	4		4	資格併有
	保育所 (1歳)	3	資格併有		1	保 (1歳)				3		3	資格併有	1		
	保育所 (0歳)					保 (0歳)				0						
合計		320.76		139	96		7		134	63	71	81	39	42		6

表1 - (5 / 6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後															
			区分	定員	現員	職員 数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員 数								
計	幼							保	計	幼	保											
1	保育室	53.20	保育所 (5歳)	26	23	資格併有	1	幼保 (5歳)	26	14	12	24	13	11	資格併有 (兼務)	1						
2	保育室	53.20	保育所 (4歳)	26	17	資格併有	1	幼保 (4歳)	26	14	12	26	14	12	資格併有 (兼務)	1						
3	保育室	53.20	保育所 (3歳)	26	12	資格併有	1	幼保 (3歳)	26	14	12	20	11	9	資格併有 (兼務)	1						
4	保育室	53.20	保育所 (3歳)	26	12	資格併有	1	幼保	26	14	12											
5	乳児室	53.53	保育所 (2歳)	32	7	資格併有	1	幼保 (2歳)	32		32	7		7	資格併有	1						
			保育所 (1歳)					2				資格併有		1			保 (1歳)		2	2	資格併有	1
			保育所 (0歳)					1				資格併有		1			保 (0歳)			1	資格併有	1
合計		266.33		136	74		7		136	56	80	80	38	42		6						

表1 - (6 / 6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員	数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員	数
計	幼								保	計	幼	保				
(仮称)日吉幼児 センター ・日吉保育園 ・瑞浪幼稚園日吉分園	室															
	1 保育室	54.87	保育所 (4歳)	27	26	資格併有	1	幼保 (5歳)	27	10	17	20	11	9	資格併有 (兼務)	1
2 保育室	45.36	保育所 (3歳)	22	7	資格併有	1	幼保 (5歳)	22	10	12	11	6	5	資格併有 (兼務)	1	
		保育所 (3歳)		12	資格併有											
3 保育室	45.36	保育所 (4歳)	22	8	資格併有	1	幼保 (4歳)	22	10	12	17	9	8	資格併有 (兼務)	1	
		保育所 (3歳)		12	資格併有											
4 保育室	23.45	保育所 (2歳)	11	4	資格併有	1	保 (2歳)	5		5	4		4	資格併有	1	
5 乳児室	7.23	保育所 (1歳)	4	3	資格併有	1	保 (1歳)	4		4	3		3	資格併有	1	
合計		176.27		86	72		5		80	30	50	55	26	29		5

別紙

1 特定事業の名称

番号 921

名称 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園及び保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 瑞浪市

区 域 瑞浪市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 (仮称)陶幼児センター2号館(陶保育園、陶幼稚園分園)
(仮称)稲津幼児センター1号館(稲津幼稚園、稲津保育園分園)
(仮称)瑞浪幼児センター(瑞浪幼稚園、一色保育園分園)
(仮称)桔梗幼児センター(桔梗保育園、瑞浪幼稚園桔梗分園)
(仮称)竜吟幼児センター(竜吟保育園、瑞浪幼稚園竜吟分園)
(仮称)日吉幼児センター(日吉保育園、瑞浪幼稚園日吉分園)

5 当該規制の特例措置の内容

1、特例措置の必要性

本市は、地理的に7地区(瑞浪、土岐、明世、釜戸・大湫、日吉、稲津、陶)に大別され、市内には幼稚園が4施設(うち民営1)、保育所が8施設(うち民間委託1)設置されている。各地区が地理的に分断されており、1施設が対応する面積が広大な

ものとなることから、地区の枠を超えた幼稚園施設の新規設置は困難な状況であるが、市立幼稚園が設置されているのは3地区（瑞浪、稲津、陶）のみである。加えて、施設定員の関係から幼稚園の入園は5歳児のみであることから、隣接する市町とサービス格差が生じている。

人口増加傾向にある市中央部においては保育所が定員超過状態であり、瑞浪幼稚園に一色保育園の分園を設置して対応している状態である。一方、人口減少傾向にある市周辺部においては、幼稚園・保育所ともに余剰定員が生じているが、それぞれの施設の需要はなくなっていない。実際に、市の当初の事業計画において市内各小学校区に付属幼稚園を設置する予定であったが、少子化のために計画が変更され、現在の設置形態となった経緯もあり、各地区における幼稚園の需要は依然として高い。瑞浪幼稚園を市内全域から幼稚園児を受け入れる施設として位置付けているが、1施設が対応する区域が広大なものとなって園児の送迎等で保護者に多大な負担を強いることから、現行では施設周辺の地区の幼児が入園している状況となっている。また、地区を統合した幼稚園施設の新規設置は、各地区が地理的に分断されていることから、サービスの低下につながる恐れがある。加えて、幼児数の減少等により、幼稚園と保育所の2施設に同年代の幼児を分断することは、幼児の社会性を涵養することに支障をきたすため、合同活動をする必要がある。

これらのことから、平成16年度から市立幼稚園3施設を市内全域の幼稚園児（5歳児）の入園を可能とし、幼稚園施設に保育所の分園において、幼稚園の保育所児との合同活動を実施し、効率的に住民のニーズに応えることとする方針を決定した。また、保育所施設の一部の財産処分を行い、市立保育所3施設において一部保育室に瑞浪幼稚園の分園を設置し、市内各地区で平等なサービスを提供することとした。

しかし、合同活動によって事実上は空保育室ができるため、有効に保育室を活用することが必要である。

このため、「914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特例措置を受けて、保育室の相互利用を可能にし、各施設で均一なサービスを提供する予定である。

また、保育所に幼稚園を設置していない3施設においても今後幼稚園の分園を設置し、「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」及び「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化」の特例措置を受けて、幼稚園及び保育所のサービスを市内各地区において均一に提供できる体制を整える予定である。

これにより、3歳児からの幼稚園児の受け入れが可能となり、各地区における子どもの年齢間での交流活動の機会の増加、地域に根ざした教育と地域意識の浸透により、地域に密着した子育てを実施することができる。また、育児に係る様々な負担が軽減されることで、保護者が社会活動及び家族サービスの時間を持つなど自由にライフスタイルを構築できるようになり、住民の社会参画及び経済活動への更なる進出が促進

される。この結果、市内各地区が社会的・経済的に活性化し、経済産業情勢の回復及び少子化の抑制につながる事となる。

なお、合同活動を行なう保育室は「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化」の特例措置を受けることにより、保育所の3歳から5歳児の保育室を幼稚園と共用化すると表1のとおりで、直接従事する職員は保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しており、児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に準じて配置し、兼務辞令で対応する予定であり、保育室における児童一人当たりの面積及び職員配置については、いずれの施設も児童福祉施設最低基準を満たしている。

合同活動の内容は、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿った活動を行っており、合同活動の具体的プログラムに基づいて合同活動を実施する。(資料1参照)

また、日吉保育園、桔梗保育園及び竜吟保育園については、「児童福祉施設(保育所)の財産処分(一部転用)承認(平成16年3月30日厚生労働省発雇児第0330004号)」、「児童福祉施設(保育所)の財産処分(一部転用)承認(平成16年3月31日厚生労働省発雇児第0331027号)」及び「児童福祉施設(保育所)の財産処分(一部転用)承認(平成16年3月31日厚生労働省発雇児第0331027号)」で、(183.39㎡、234.21㎡、170.73㎡)をそれぞれ幼稚園施設に転用するための財産処分がなされており、共用化指針に基づく合築施設に適合している。陶保育園は、陶幼稚園と渡り廊下でつながっており、共用化指針に基づく合築施設である。

瑞浪幼稚園については、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書(平成15年1月7日瑞教総第194号)により、一部保育室を財産処分して平成15年4月1日から一色保育園分園を設置しており、稲津幼稚園については、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書(平成16年3月8日瑞教総第296-1号)により、一部保育室を財産処分して平成16年4月1日から稲津保育園分園を設置しており、共用化指針に基づく合築施設に適合している。

表1 - (1/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後																										
			区分	定員	現員	職員	数	区分	定員			現員 (H17.4.1 予測)			職員	数																	
計	幼								保	計	幼	保																					
1	保育室	45.36	保育所 (4歳)	22	26	資格併有	1	幼保 (5歳)	22	12	10	13	7	6	資格併有 (兼務)	1																	
																	2	保育室	45.36	保育所 (3歳)	22	14	資格併有	1	幼保 (5歳)	22	12	10	13	7	6	資格併有 (兼務)	1
4	保育室	45.36	保育所	22				幼保 (4歳)	22	12	10	15	8	7	資格併有 (兼務)	1																	
5	保育室	45.36	保育所	22				幼保 (3歳)	22	12	10	22	12	10	資格併有 (兼務)	2																	
6	乳児室	62.25	保育所 (2歳)	37	3	資格併有	1	保 (2歳)	37		37	3		3	資格併有	1																	
																	保育所 (1歳)	2	資格併有	1	保 (1歳)		3	3	資格併有	1							
																											保育所 (0歳)	0			保 (0歳)		0
合計		289.05		147	60		5		147	60	87	84	42	42		8																	

表1 - (2/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員 数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員 数		
計	幼							保	計	幼	保					
1	保育室	55.50	幼稚園 (5歳)	30	24	資格併有 (兼務)	1	幼保 (5歳)	28	14	14	20	11	9	資格併有 (兼務)	1
									28	14	14	19	10	9	資格併有 (兼務)	1
合計		166.50		90	49		2		56	28	28	39	21	18		2

表1 - (3/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員 数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員 数		
計	幼							保	計	幼	保					
1	保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	25	13	12	資格併有 (兼務)	1
									30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
2	保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
									30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
3	保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
									30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
4	保育室	63.00	幼稚園 (5歳)	30	25	資格併有	1	幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
									30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
5	保育室	63.00	保育所 (5歳)	30				幼保 (5歳)	30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
									30	16	14	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
合計		315.00		150	100		4		150	80	70	121	65	56		5

表1 - (4/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員 (兼務)	数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員 (兼務)	数
計	幼								保	計	幼	保				
(仮称)桔梗幼児 センター ・桔梗保育園 ・瑞浪幼稚園桔梗分園	室															
	1 保育室	102.06	保育所 (5歳)	30	18	資格併有 (兼務)	1	幼保 (5歳)	25	13	12	25	13	12	資格併有 (兼務)	1
2 保育室	51.03	保育所 (5歳)	25	17	資格併有 (兼務)	1	幼保 (4歳)	25	13	12	25	13	12	資格併有 (兼務)	1	
3 保育室	51.03	保育所 (4歳)	25	28	資格併有	1	幼保 (3歳)	25	13	12	12	7	5	資格併有 (兼務)	1	
4 保育室	51.03	保育所 (3歳)	25	13	資格併有	1	幼保 (3歳)	25	13	12	12	6	6	資格併有 (兼務)	1	
5 保育室	41.31	保育所 (3歳)	20	13	資格併有	1	幼保	20	11	9						
6 乳児室	24.30	保育所 (2歳)	14	4	資格併有	1	保 (2歳)	14		14	4		4	資格併有	1	
		保育所 (1歳)		3	資格併有	1	保 (1歳)				3	3	資格併有	1		
		保育所 (0歳)					保 (0歳)				0					
合計		320.76		139	96		7		134	63	71	81	39	42		6

表1 - (5/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員 数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員 数		
計	幼							保	計	幼	保					
(仮称)竜吟幼児 センター ・竜吟保育園 ・瑞浪幼稚園流吟分園	室															
	1 保育室	53.20	保育所 (5歳)	26	23	資格併有	1	幼保 (5歳)	26	14	12	24	13	11	資格併有 (兼務)	1
2 保育室	53.20	保育所 (4歳)	26	17	資格併有	1	幼保 (4歳)	26	14	12	26	14	12	資格併有 (兼務)	1	
3 保育室	53.20	保育所 (3歳)	26	12	資格併有	1	幼保 (3歳)	26	14	12	20	11	9	資格併有 (兼務)	1	
4 保育室	53.20	保育所 (3歳)	26	12	資格併有	1	幼保	26	14	12						
5 乳児室	53.53	保育所 (2歳)	32	7	資格併有	1	幼保 (2歳)	32		32	7		7	資格併有	1	
		保育所 (1歳)		2	資格併有	1	保 (1歳)					2	2	資格併有	1	
		保育所 (0歳)		1	資格併有	1	保 (0歳)						1	資格併有	1	
合計		266.33		136	74		7		136	56	80	80	38	42		6

表1 - (6/6) 保育室の利用及び職員配置

施設名		面積 ㎡	現行(H16.4.1)				認定後									
			区分	定員	現員	職員	数	区分	定員			現員 (H18.4.1 予測)			職員	数
計	幼								保	計	幼	保				
(仮称)日吉幼児 センター ・日吉保育園 ・瑞浪幼稚園日吉分園	室															
	1 保育室	54.87	保育所 (4歳)	27	26	資格併有	1	幼保 (5歳)	27	10	17	20	11	9	資格併有 (兼務)	1
2 保育室	45.36	保育所 (3歳)	22	7	資格併有	1	幼保 (5歳)	22	10	12	11	6	5	資格併有 (兼務)	1	
		保育所 (3歳)		12	資格併有											
3 保育室	45.36	保育所 (4歳)	22	8	資格併有	1	幼保 (4歳)	22	10	12	17	9	8	資格併有 (兼務)	1	
		保育所 (3歳)		12	資格併有											
4 保育室	23.45	保育所 (2歳)	11	4	資格併有	1	保 (2歳)	5		5	4		4	資格併有	1	
5 乳児室	7.23	保育所 (1歳)	4	3	資格併有	1	保 (1歳)	4		4	3		3	資格併有	1	
合計		176.27		86	72		5		80	30	50	55	26	29		5

別紙

1 特定事業の名称

番号 831

名称 保育所と合同活動を行なう場合の幼稚園の面積基準の特例

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の保育所及び幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 瑞浪市

区 域 瑞浪市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 (仮称)陶幼児センター2号館(陶保育園、陶幼稚園分園)
(仮称)稲津幼児センター1号館(稲津幼稚園、稲津保育園分園)
(仮称)瑞浪幼児センター(瑞浪幼稚園、一色保育園分園)
(仮称)桔梗幼児センター(桔梗保育園、瑞浪幼稚園桔梗分園)
(仮称)竜吟幼児センター(竜吟保育園、瑞浪幼稚園竜吟分園)
(仮称)日吉幼児センター(日吉保育園、瑞浪幼稚園日吉分園)

5 当該規制の特例措置の内容

1、特例措置の必要性

本市は、地理的に7地区(瑞浪、土岐、明世、釜戸・大湫、日吉、稲津、陶)に大別され、市内には幼稚園が4施設(うち民営1)、保育所が8施設(うち民間委託1)設置されている。各地区が地理的に分断されており、1施設が対応する面積が広大な

ものとなることから、地区の枠を超えた幼稚園施設の新規設置は困難な状況であるが、市立幼稚園が設置されているのは3地区（瑞浪、稲津、陶）のみである。加えて、施設定員の関係から幼稚園の入園は5歳児のみであることから、隣接する市町とサービス格差が生じている。

人口増加傾向にある市中央部においては保育所が定員超過状態であり、瑞浪幼稚園に一色保育園の分園を設置して対応している状態である。一方、人口減少傾向にある市周辺部においては、幼稚園・保育所ともに余剰定員が生じているが、それぞれの施設の需要はなくなっていない。実際に、市の当初の事業計画において市内各小学校区に付属幼稚園を設置する予定であったが、少子化のために計画が変更され、現在の設置形態となった経緯もあり、各地区における幼稚園の需要は依然として高い。瑞浪幼稚園を市内全域から幼稚園児を受け入れる施設として位置付けているが、1施設が対応する区域が広大なものとなって園児の送迎等で保護者に多大な負担を強いることから、現行では施設周辺の地区の幼児が入園している状況となっている。また、地区を統合した幼稚園施設の新規設置は、各地区が地理的に分断されていることから、サービスの低下につながる恐れがある。加えて、幼児数の減少等により、幼稚園と保育所の2施設に同年代の幼児を分断することは、幼児の社会性を涵養することに支障をきたすため、合同活動をする必要がある。

これらのことから、平成16年度から市立幼稚園3施設を市内全域の幼稚園児（5歳児）の入園を可能とし、幼稚園施設に保育所の分園において、幼稚園の保育所児との合同活動を実施し、効率的に住民のニーズに応えることとする方針を決定した。また、保育所施設の一部の財産処分を行い、市立保育所3施設において一部保育室に瑞浪幼稚園の分園を設置し、市内各地区で平等なサービスを提供することとした。

しかし、合同活動によって事実上は空保育室ができるため、有効に保育室を活用することが必要である。

このため、「914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特例措置を受けて、保育室の相互利用を可能にし、各施設で均一なサービスを提供する予定である。

また、保育所に幼稚園を設置していない3施設においても今後幼稚園の分園を設置し、「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」及び「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化」の特例措置を受けて、幼稚園及び保育所のサービスを市内各地区において均一に提供できる体制を整える予定である。

これにより、3歳児からの幼稚園児の受け入れが可能となり、各地区における子どもの年齢間での交流活動の機会の増加、地域に根ざした教育と地域意識の浸透により、地域に密着した子育てを実施することができる。また、育児に係る様々な負担が軽減されることで、保護者が社会活動及び家族サービスの時間を持つなど自由にライフスタイルを構築できるようになり、住民の社会参画及び経済活動への更なる進出が促進

される。この結果、市内各地区が社会的・経済的に活性化し、経済産業情勢の回復及び少子化の抑制につながる事となる。